

令和2年12月2日

保護者各位

青森県立青森北高等学校
校長 高谷 悟

新型コロナウイルス感染症に係る留意点及び報告のご協力について

保護者の皆様におかれましては、日頃から本校の教育活動にご理解、ご協力を賜りまして、心から感謝申し上げます。

さて、本県では発熱など症状がある場合の医療機関の相談・受診の方法が令和2年12月1日以降、**別紙1**のとおり変更されることとなりました。**別紙1**を参照の上、かかりつけ医または県コールセンター（新型コロナウイルス感染症コールセンター）に電話相談の上、医療機関を受診するようお願いいたします。

また、学校における感染拡大防止のため、下記の場合は学校へ報告して下さるようお願いいたします。

記

- 1 生徒の感染が判明した場合
 - 2 生徒の同居者等の感染が判明し、生徒が濃厚接触者として特定された場合
 - 3 生徒がPCR検査を受けた場合
 - 4 生徒が抗原検査（簡易）を受けた場合
- ※ 抗原検査（簡易）で陽性の場合は、PCR検査にて確定診断を行うこととなります。
- 5 生徒に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が4日以上続いた場合